

## 包括的核実験禁止条約（CTBT）地震波形データの 国際的な津波情報等への利用について

我が国は、平成20年8月11日付で、包括的核実験禁止条約（CTBT）機関準備委員会が核実験探知のため世界中に展開している地震監視網のデータを津波監視に利用することについて、CTBT機関準備委員会と合意文書（ウィーンのCTBT暫定技術事務局において、在ウィーン日本政府代表部特命全権大使と同事務局長が署名）を交わすことになりました。

今回の合意により、CTBTの枠組みによる世界の170箇所の地震観測施設のうち、南太平洋及びインド洋周辺地域を中心に25箇所の地震波形データを気象庁において活用できることとなります。今後、データの受信環境を整え、年度内にこれらのデータの利用を開始する予定です。

気象庁は、現在、海外で顕著な地震が発生した場合に、世界の150の地震観測施設のデータを利用して、国内向けに「遠地地震に関する情報」を、また、国際的な津波情報として、北西太平洋沿岸諸国へ「北西太平洋津波情報」を、さらに、インド洋沿岸諸国に対し「インド洋津波監視情報」を発表しています。

今回気象庁で新たに地震データを利用できることとなる25箇所の観測施設のうち、15箇所は従来活用している観測施設と重複するため、これまでの150箇所に加え、更に10箇所のデータが利用できるようになります。これにより、津波判定に必要となる、海外で発生した地震の速やかな検知や震源決定精度が向上するとともに、複数伝送経路の確保が期待できます。

本件に関する問い合わせ先：

総務部企画課国際室 03-3212-8341 (2268)

地震火山部管理課 03-3212-8341 (4702)

○ 取得する観測点

